

厚生労働大臣の定める院内掲示事項

歯科診療に係る医療安全管理対策の指針

- ・安全管理に関する基本的な考え方

安全で良質な医療を目指し、全職員が安全確保に関する責務を常に意識する。

医療事故等の防止に向け、職員個々のレベルに止まらない組織的な体制設備を図る。

- ・従業員研修の基本方針

安全管理の基本事項、事故防止対策等の具体的方針について、職員に周知徹底し、安全に業務遂行する為に必要な知識や技能を高める為、従業員研修を定期的に行う・外部受講する。

- ・医療事故の報告等に関する基本方針

医療事故やインシデント・アクシデント事例は所定様式の書面で管理者に報告する。

報告された事例を分析して問題点を把握し、改善策を立案・実施する。

- ・医療事故の発生時の対応に関する基本方針

患者に事故等が発生した場合は、救命や治療を迅速・適切に行い、患者や家族に十分な情報を提供する。

事故の経緯等を十分に把握し、原因究明や再発防止策の検討を速やかに行う。

- ・医療従事者と患者との情報共有に関する基本方針

患者が自ら受ける治療等を理解・納得した上で治療方法を選択できるように、診療に関する十分な情報を提供する。

医療従事者と患者との情報共有を図り、信頼・協力関係に基づいた医療を目指す。